

総行住第 12 号
令和 6 年 1 月 15 日

各都道府県住民基本台帳担当部長 殿
各指定都市住民基本台帳担当部長

総務省自治行政局住民制度課長
(公 印 省 略)

令和 6 年能登半島地震の影響を踏まえた住民基本台帳事務の取扱い
について (通知)

令和 6 年能登半島地震の影響による住民基本台帳事務の取扱いについては、令和 6 年 1 月 5 日付け総行住第 8 号及び第 9 号において通知しているところですが、石川県から、珠洲市においても住民基本台帳事務の処理が困難な状況であるとの連絡がありました。

また、内灘町においては住民基本台帳事務の処理が可能になった旨の連絡がありました。

これにより、珠洲市については、輪島市、穴水町及び能登町に加えて被災地域として取り扱い、内灘町については、通常の手続きにより処理するようお願いいたします。

なお、住民基本台帳事務の処理が可能となった市町については、順次通知します。

各都道府県においては、この旨を貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）にも周知されるようお願いいたします。

(担当)

総務省自治行政局住民制度課

小泉、瀧口、水谷

TEL : 03-5253-5517 (直通)

FAX : 03-5253-5592